

## 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領

平成27年5月21日	初等中等教育局長裁定
平成28年10月4日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
平成30年8月16日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年3月10日	一部改正
令和2年3月16日	一部改正
令和2年3月24日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正
令和3年2月4日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年2月28日	一部改正
令和4年4月18日	一部改正
令和4年8月2日	一部改正
令和5年2月10日	一部改正
令和5年6月26日	一部改正
令和5年11月14日	一部改正
令和5年12月22日	一部改正
令和6年5月9日	一部改正
令和6年12月18日	一部改正
令和7年4月1日	一部改正
令和7年8月7日	一部改正
令和8年4月7日	一部改正

### （通則）

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第23条の規定に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

#### 1. 事業の内容

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は、次の取組により実施する事業とする。

- ① 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備  
（内容については、別紙1のとおり）
- ② 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援  
（内容については、別紙2のとおり）
- ③ 認定こども園等の業務体制への支援  
（内容については、別紙3のとおり）
- ④ 幼児教育の質の向上のためのICT化支援  
（内容については、別紙4のとおり）

#### 2. 交付額の算定方法について

ア. ①～④（2. イを除く。）に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内とする。なお、交付基準額等については、別紙1～4のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ. ①の整備を幼稚園が行う場合、交付金の額については、交付対象経費の1/3以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 3. 財産処分の制限等

都道府県及び学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

4. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

5. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

### 6. 留意事項

- ・上記の各取組間については、こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金による支援事業と連携を図ること。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

### 7. 電磁的方法による提出・通知等

- ・本要領に基づく報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
- ・本要領に基づく通知その他文部科学省から連絡するもの（以下「通知等」という。）については、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

附則（平成30年8月16日 30文科初第713号）

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年3月10日 元文科初第1661号）

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月16日 元文科初第1719号）

この要領は、令和2年3月16日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月24日 元文科初第1785号）

この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附則（令和2年7月3日 2文科初第488号）

この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年2月4日 2文科初第1649号）

この要領は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日 2文科初第2121号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年2月28日 3文科初第2061号）

この要領は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附則（令和4年4月18日 4文科初第271号）

この要領は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和4年8月2日 4文科初第1021号）

この要領は、令和4年8月2日から施行する。

附則（令和4年2月10日 4文科初第2050号）

この要領は、令和5年2月10日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附則（令和5年6月26日 5文科初第648号）

この要領は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和5年11月14日 5文科初第1454号）

この要領は、令和5年11月14日から施行し、令和5年度事業において適用する。

附則（令和5年12月22日 5文科初第1621号）

この要領は、令和5年12月22日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附則（令和6年5月9日 6文科初第436号）

この要領は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和6年12月18日 6文科初第1817号）

この要領は、令和6年12月18日から施行する。

この要領の適用前に、改正前の要領に基づき交付された交付金については、なお、従前の例による。

附則（令和7年4月1日 6文科初第2854号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年8月7日 7文科初第1110号）

この要領は、令和7年8月7日から施行する。

附則（令和8年4月7日 8文科初第166号）

この要領は、令和8年4月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 別紙 1

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

#### 1 目的

幼児教育の質の向上のため、環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

遊具等環境整備 1施設当たり 1,800千円

##### (2) 負担割合

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

国1/2、事業者1/2

イ 幼稚園

国1/3、事業者2/3

##### (3) 下限額

- ・一台につき50万円以上の遊具
- ・一式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

#### 4 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

#### 5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1/2以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への

移行の確認等を適切に行うこと。

- ・施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としているため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となるが、他の国庫補助で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備は対象とならない。また、設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象とならない。
- ・他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。

## 別紙 2

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

#### 1 目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

##### (2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

##### (3) 実施主体

都道府県

##### (4) 事業者

都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

研修参加教職員 1 人当たり 5, 000 円

##### (2) 負担割合

国 1 / 2、事業者 1 / 2

#### 4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

#### 5 留意事項

- ・同一の教職員が複数回受講した場合でも、実際に受講する人数（重複は含めない）を対象とすること。
- ・他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。

## 別紙 3

### 認定こども園等の業務体制への支援

#### 1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援制度の円滑な実施及び子供を安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

##### ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

##### ②補助員等配置による園務の平準化支援

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告（登園管理システムを導入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。）等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用を補助する。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

①学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

②施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

①事務職員等雇上費等	1 施設当たり	2, 294 千円
②補助員等雇上費等	1 施設当たり	296 千円

（②は上限額であり、雇上期間や勤務日数に応じて算定することとする。）

##### (2) 負担割合

国 1 / 2 事業者 1 / 2

#### 4 対象経費

- ①認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等
- ②登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

#### 5 留意事項

- ・他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。
- ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
    - ・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受ける必要がある。受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずる。
    - ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
    - ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。
    - ・すでに、子ども・子育て支援制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。
  - ②補助員等配置による園務の平準化支援
    - ・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限る。
    - ・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。
    - ・配置初年度に係る経費のみを補助対象とすること。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められない。
    - ・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められない。
    - ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
    - ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。なお、委託する場合であっても、当該業務に従事する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。

## 別紙 4

### 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

#### 1 目的

保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における ICT 環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や、端末の購入等に必要経費に対する補助を行う。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）

##### (4) 対象施設

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

1 施設当たり 1,000 千円（6 学級以下）  
1,500 千円（7 学級以上）

##### (2) 負担割合

国 1 / 2、事業者 1 / 2

##### (3) 学級数について

原則として学級数については、交付金申請年度の前年度に学校基本調査で園が回答した学級数とする。

ただし、交付金申請年度に学級数の変更を予定している場合は、変更後の学級数とする。

#### 4 対象経費

① 幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下の I から IV に掲げる機能を 1 つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。（※）

I. 教育に係る計画・記録に関する機能

Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能

Ⅲ. 保護者等との連絡に関する機能

Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能

※システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。

- ② 上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用
- ③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費。

## 5 留意事項

- ・ 情報システムを導入するに当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費（原則として運搬費・調整費等の付帯経費は除く）についても対象とする。ただし、教員等の業務負担軽減に資するものとして、具体的な使用目的や必要性があるものでなければならない。
- ・ 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、システム等のリース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。）
- ・ すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- ・ 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。
- ・ 一つの園において補助を受けた最終年度から5年間は、補助を受けることができない。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではない。
- ・ 他の国庫補助事業と重複して申請することはできない。